

宮古地区合同庁舎清掃委託業務仕様書

委託業務は、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

1 従事者

- (1) 従事者は、作業中一定の被服を着用し、上衣には、会社名及び氏名を記載した名札をつけること。
- (2) 従事者は、満 18 歳以上のものとする。
- (3) 従事者は、本書に定める作業内容を十分に行い得る者とし、清掃業務に経験を有するものを配置すること。
- (4) 契約締結後速やかに清掃業務従事者名簿（様式 1）を提出すること。
現場責任者は、庁舎管理者との連絡調整及び業務従事者の指揮監督を行うものとし、経験年数が 3 年以上の者で 1 名を選出すること。
- (5) 従事者は、全て身元確実な者とし、作業を行う場合は、機敏に活動すること。
- (6) 乙は、委託業務を実施するために十分な人員を確保するものとする。
- (7) 乙は、罹病中のものは、従事者としめないこと。

2 清掃業務

- (1) 作業時間等
 - ア 作業は、7時から20時までの間に行うこと。
 - イ 作業に当たっては、移動した物は、定位置に戻し、建物、設備等に損傷を与えないようにすること。
 - ウ 作業上危険を伴う場所については、安全施設又は安全帽等必要な措置を取ること。
 - エ 従事者は、作業終了次第退庁すること。
- (2) 清掃計画及び報告
 - ア 委託業務は、次の区分により実施するものとする。
 - (ア) 日常清掃作業
 - (イ) 定期清掃作業
 - イ 毎月の清掃計画は、前月の 25 日までに提出し、承認を得ること。ただし、4月については、当該月の 1 日までに提出すること。
 - ウ 実施した清掃内容は、翌日（3月 31 日については、当日）までに日常又は定期清掃業務報告書により報告すること。
 - エ 一月の清掃業務完了後、速やかに（3月については3月 31 日）業務完了報告書（様式 2）を提出すること。
 - オ 定期清掃作業は 11 月に実施することとし、実施日については庁舎管理者と調整すること。

(3) 清掃材料等

ア 洗剤、ワックス、機械、器具等の清掃材料は、清掃箇所の材質に適合した品質良好なものを用いること。

なお、ワックスの選択に当たっては、タイル等の保護に優れた艶出しの良好なものとし、滑りにくいものを使用すること。

イ トイレットペーパー、ペーパータオル及び石鹼水は、管理者と相談のうえ使用すること。

ウ 委託業務の実施に必要な、トイレットペーパー、ペーパータオル、石鹼水その他の消耗品の調達に要する経費は、すべて乙が負担するものとする。

(4) 作業実施に当たっての一般的注意事項

衛生及び火気取締りに留意するとともに、委託者の業務に支障のないよう次の事項に十分注意すること。

ア 窓の開閉等により塵芥を飛散させないこと。

イ 作業に使用する機械、器具等の取扱いにより、衝撃、湿気等で備品その他を損傷させないこと。

ウ 作業用材料として、引火性ガソリン及びベンジン等は、絶対に使用しないこと。

(5) 作業の一般的仕様

ア 作業のため、机、椅子、その他物品等を移動又は、使用する場合は、丁寧に取り扱い、建物、設備等に損傷を与えないように行うこと。

イ 水拭きは、常に清潔な水を用い、拭き跡のできないように行うこと。

ウ 拭き掃除及び埃払いは、塵芥飛散しないよう吸塵掃除機、モップ又は毛ブラシを使用すること。

エ ガラス器具、鏡、陶器類及び金属の部分の清掃仕上げは、良質で清掃素材に適した乾布を使用して拭き取りを行うこと。

オ 床等を洗浄した場合は、洗剤、水分を完全に拭き取り、乾燥した後にワックス塗布すること。

カ 床面、階段等に、インク、果汁、油等の汚れがあるときは、それぞれの性質に応じた洗剤を用いて拭き取り、汚痕のでないように行うこと。

キ 集積した紙屑、茶殻、汚物等の可燃物及び不燃物等は、庁舎外の所定の場所に運搬すること。

ク 紙屑等の中から、焼却することが疑問と思われる書類及び資料等を発見したときは、報告し指示を受けること。

ケ 扉の把手、廃棄物容器等の消毒に当たっては、それぞれの目的に合った除菌用洗剤等を使用すること。

コ 乙は、甲の指示により、作業が不要とされる場合は、その指示に従うこと。

(6) 各部分毎の清掃仕様

(日常清掃作業)

ア 床

(ア) 掃除は、塵芥飛散防止のため、ダストモップを使用し入念に除塵すること。

(イ) 繊維床（絨毯類）の掃除は、絨毯箒又は、真空掃除機を用い、輕易に移動できる椅子、衝立等は、移動させたうえで行うこと。

(ウ) ビニルタイル、ゴムタイル等化学建材使用の箇所は、自在箒又は、真空掃除機を使用し、その他は、堅く絞った水拭きモップで塵芥を取り除くこと。また、器具を使用できない箇所は、乾いたモップで除塵すること。

(エ) フローリング等木床面は、万能モップで除塵すること。

(オ) モザイクタイル、コンクリート床は、堅く絞った水拭きモップで除塵すること。

イ 湯沸、洗面所等

(ア) 流し及びガスレンジは、洗剤とタワシを用いて水垢を落とし水拭きすること。また、棚等についても同様に行うこと。

(イ) 湯沸、流し台のコンクリート、モルタル塗りの腰は、水拭きすること。

ウ 手摺、扉、ノブ

(ア) 乾布又は水拭きにより行うこと。

(イ) ノブについては、日中に除菌用洗剤等で消毒すること。

エ 金具

扉、階段及び手洗所の金具については、専用洗剤により拭き取りすること。

オ 車庫、自転車置場

掃き掃除をし、土砂及び溜まり水を除去すること。

カ その他

(ア) 玄関は、水洗いすること。

(イ) 靴拭マット類は、水洗いすること。

(ウ) 巾木及び踏み込みの汚れが著しいときは、その都度洗剤を用いて清掃すること。

(エ) 便器は、床面清掃の都度拭き掃除を行うこと。

(オ) 汚物入れ及び紙屑入れは、必要に応じ、洗剤を用いて洗浄し、消毒すること。

(カ) トイレットペーパー、ペーパータオル及び石鹼水は、常に補充しておくこと。

(定期清掃作業)

ア アスタイル、プラスタイル、リノリューム床等化学建材使用の箇所は、最初に荒掃除し、次に真空掃除機を用いて掃除のうえ、床に付着している汚損物は指定剤で除去し、洗剤をもって全面にポリッシャーをかけ、汚水を拭き取った後十分乾燥し、ワックス塗布すること。また、巾木タイルは、乾布で拭き取りすること。

イ テラゾー、人造研出、クリーンカータイル張面は、掃き掃除のうえ付着物を取り除き全面に電気ポリッシャーを用い、洗剤で洗ったうえモップでよく拭き取り、ワックスを塗布すること。

ウ 繊維床（絨毯類）の定期清掃は、材質に適したスポットクリーニングや全面クリーニング等により、汚れが目立たない状態に回復すること。

3 作業要領の徹底

受託者は、従事者に対し本書の内容を周知させるとともに作業要領等委託業務に必要な事項を教示し、及び訓練を行うこと。

4 その他

清掃業務を実施するため必要と認める休憩室は、県が供与するものであること。